

議案第 50 号

狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

狭山市自転車駐車場条例（平成 21 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

区 分	名 称	位 置
有料駐車場	狭山市駅西口第 1 自転車駐車場	狭山市入間川 1 丁目 3 番 3 号
	狭山市駅西口第 2 自転車駐車場	狭山市入間川 1 丁目 3 番 1 号
無料駐車場	第 5 自転車駐車場	狭山市大字南入曾 6 3 4 番地 1
	第 6 自転車駐車場	狭山市大字南入曾 6 8 1 番地 1
	第 7 自転車駐車場	狭山市稲荷山 1 丁目 2 8 番地
	第 9 自転車駐車場	狭山市稲荷山 1 丁目 7 番地
	第 11 自転車駐車場	狭山市大字南入曾 5 9 4 番地 3
	第 12 自転車駐車場	狭山市新狭山 1 丁目 2 1 番地

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める駐車場にあっては、自転車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車（以下これらを「自転車等」という。）とする。

第 4 条第 2 項中「駐車場」を「有料駐車場」に改める。

第 5 条中「駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）」を「有料駐車場の利用者」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 13 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「駐車場」を「有料駐車場」に改める。

第 9 条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条中「駐車場」を「有料駐車場」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条の見出し中「違反自転車」を「違反自転車等」に改め、同条中「自転車」を「自転車等」に改め、同条に次の 3 項を加え、同条を第 13 条とする。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要な調査を行うことができる。
- 3 市長は、第 1 項の規定による措置を講じたにもかかわらず、なお自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を駐車場から撤去することができる。
- 4 前項の規定により撤去した自転車等に対する措置については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87

号) 第6条の規定及び狭山市自転車等の放置の防止に関する条例(平成7年条例第17号)第10条から第12条までの規定を準用する。

第11条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第12条 利用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。
- (4) みだりに騒音を発し、又はごみその他の廃棄物を捨てること。
- (5) 有料駐車場の一時利用において継続して7日を超えて駐車すること。
- (6) 無料駐車場において継続して14日を超えて駐車すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月10日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

自転車駐車場の適正な利用を図るため、自転車駐車場における禁止行為を定め、違反自転車に対する措置の規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。